

第1章 計画策定の趣旨

1 趣旨

我が国における年間の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える高い水準で推移している状況にあったことから、国は、平成18年に自殺対策基本法を制定し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。

これにより、3万人を超えていた自殺者数も、平成22年以降は減少傾向となり、平成29年には2万人余りまで減少していますが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はいまだに続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を、さらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的^{※1)}な支援」として基本理念に明記されました。

自殺に追い込まれるというリスクは「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺は防ぐことのできる社会的問題であるという基本認識のもと、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマム^{※2)}として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策との有機的な連携を図ることで、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

千歳市は、平成23年度から「自殺対策の推進」を重点施策として、健診受診者に対する「うつスクリーニング^{※3)}」実施による早期発見とハイリスク者への医療機関への受診勧奨などの支援、民生委員や企業の人事担当者、相談業務に従事者等を対象とする「こころのケア講座（ゲートキーパー^{※4)}研修）」開講、一般市民を対象に、専門講師による「こころの健康づくり講演会」開催のほか、出前講座やパネル展、リーフレット、ホームページなどを通して、こころの問題と自殺予防に関する情報発信や啓発などを継続的に実施してきました。

さらに、平成28年3月に策定した「第2次千歳市健康づくり計画」において、「こころの健康づくり」を基本施策に位置づけ、本市の自殺者数の推移、年代別の自殺者数の特徴、市民アンケートの結果などを踏まえ、健康相談・教育事業の取組として、自殺予防対策を推進してきました。

本計画は、これまでの経過や取組を踏まえ、自殺対策基本法の趣旨や平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づいて、本市における自殺に関する情報収集や現状分析を通じて地域の課題を抽出し、自殺の実態と特性に即したきめ細やかな対策に取り組むことにより、市民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、自殺対策を総合的に推進する計画として策定しました。

※1) 包括的：全てをひっくるめているさま。総合的。

※2) ナショナルミニマム：国民生活環境最低水準などとも呼ばれ、国家が国民に保障する最低限度の生活を営むために必要な基準。

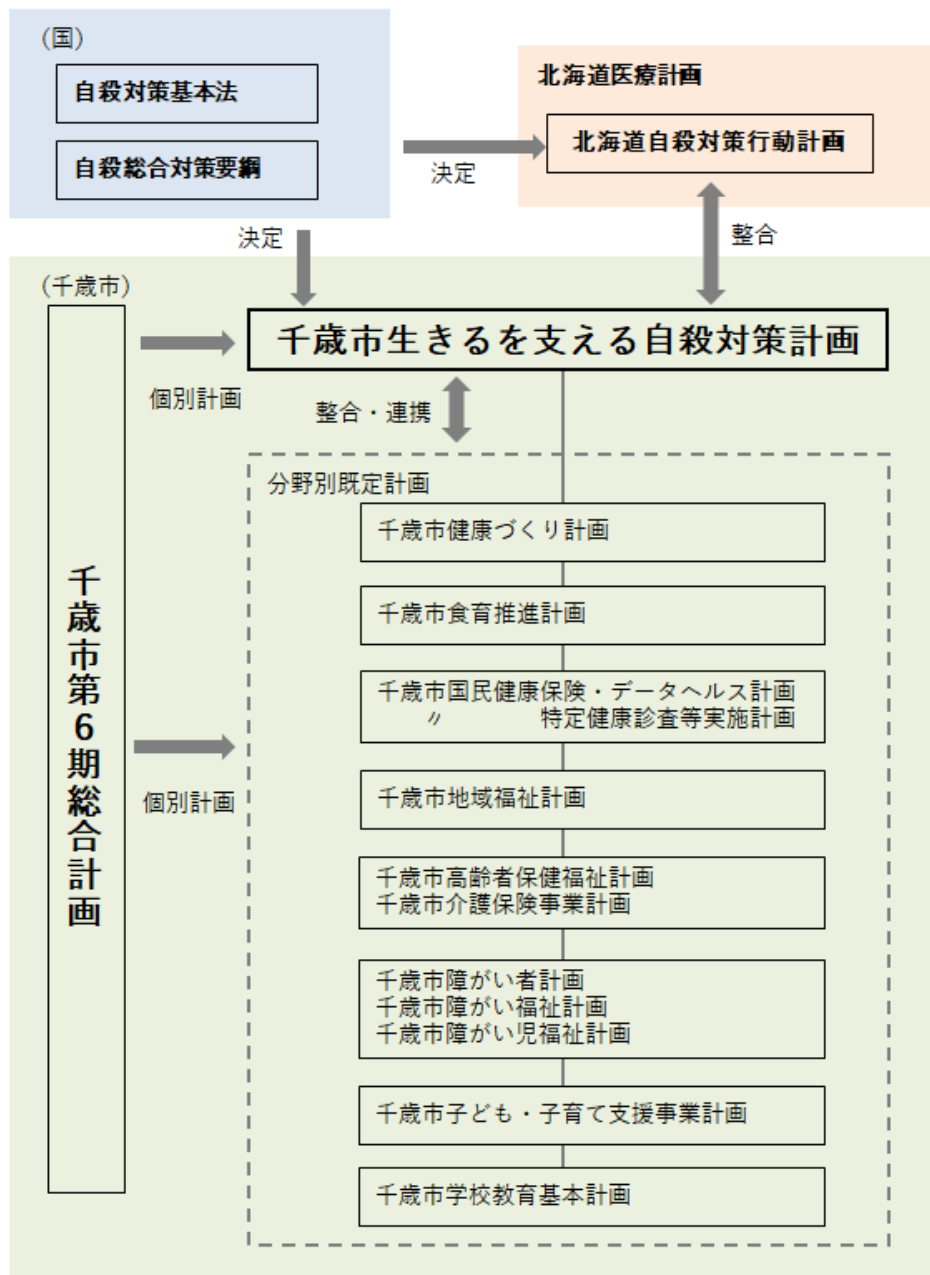
※3) うつスクリーニング：自殺者は生前に80～90%が何らかの精神疾患に罹患しており、60～70%がうつ病の診断に当てはまると報告されている。うつ病に対する早期介入として、千歳市では平成23年度から、日本版自己記入式簡易抑うつ尺度（QIDSJ：16項目）を用いている。

※4) ゲートキーパー：（P53参照）

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本市の状況に応じた自殺対策を進めるために策定する「市町村自殺対策計画」です。
- (2) 本計画は、「千歳市第6期総合計画」の分野別の個別計画として、第2次千歳市健康増進計画と整合を図るとともに、第3期千歳市地域福祉計画ほか、保健福祉施策に係る他の既定計画との整合と連携に配慮した計画とします。
- (3) 本計画は、第3期北海道自殺対策行動計画との整合に配慮し策定します。

【図1.2.1】 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。なお、「自殺対策基本法」など関係制度の改正等があった場合には、必要性に応じて、見直しを行うこととします。

【表1.3.1】 自殺対策計画の計画期間

計画名	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	平成	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
北海道自殺対策行動計画		第3期 (2018～2022)					次期				
千歳市生きるを支える自殺対策計画	策定	第1期 (2019～2023)					次期				

【表1.3.2】 千歳市総合計画及び保健福祉関係別個別計画の計画期間

計画名	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	平成	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
千歳市総合計画		第6期 (2011～2020)			次期 (2021～2030)					
千歳市健康づくり計画		第2次 (2016～2022)					次期 (2023～)			
千歳市食育推進計画	第2期 (～2018)	次期 (2019～)								
千歳市国民健康保険・データヘルス計画 千歳市国民健康保険特定健康診査等実施計画		第2期データヘルス計画・第3期特定健診等・計画 (2018～2023)					次期 (2024～)			
千歳市地域福祉計画		第3期 (2015～2019)		次期 (2020～)						
千歳市高齢者保健福祉計画 千歳市介護保険事業計画		第7期 (2018～2020)			第8期 (2021～2023)			第9期 (2024～2026)		
千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉 計画・千歳市障がい児福祉計画		第5期・第1期計画 (2018～2020)			第6期・第2期 (2021～2023)			第7期・第3期 (2024～2026)		
千歳市子ども・子育て支援事業計画		第1期 (2015～2019)		次期 (2020～)						
千歳市学校教育基本計画		現行 (2014～2020)			次期 (2021～)					

4 計画の策定体制

本計画は、千歳市保健福祉調査研究委員会、千歳市保健福祉推進委員会などにおける協議を経るとともに、市民アンケート調査、パブリックコメントを実施し、市民の意見の集約・周知を図り、策定しました。

(1) 千歳市保健福祉調査研究委員会

保健福祉施策の推進に当たり、社会福祉を取り巻くさまざまな環境の変化に対応した総合的な調査研究を行うため、千歳市内の保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者を中心とした委員で構成する附属機関から、専門的、総合的な見地から幅広い意見をいただきました。

(2) 千歳市保健福祉推進委員会及び千歳市自殺対策計画検討会議

保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」及び課長職による「千歳市自殺対策計画検討会議」において、市として横断的に取り組むべきことなどについて総合的な検討を行いました。

(3) 第1期千歳市自殺対策画策定のための市民アンケート調査

千歳市民活動の実態や課題、今後の意向などを把握し、施策の検討や計画策定に反映することを目的として、市民を対象とした意識調査を実施しました。

(4) 第1期千歳市自殺対策画策定のためのパブリックコメント

計画策定に当たり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの実施期間：

平成30年12月18日（火）～平成31（2019）年1月17日（木）

①パブリックコメントの実施方法

- ・計画素案の公表：市役所、各支所などの公共施設等22か所への計画素案の設置、市のホームページで公表
- ・市民からの意見の回収方法：郵送、ファクシミリ、意見箱、電子メールなど

②パブリックコメントの実施結果

- ・1件（1人）の意見がありました。